

令和2年4月

新型コロナウイルス感染症対策としての 音楽科の活動内容制限に関する対応について (小学校)

教育芸術社 第一編集部

4月以降に学校において授業が行われる際に、自治体や学校によっては新型コロナウイルス感染症対策として、音楽の授業で次の内容を避ける、という旨の指針に沿って指導計画を作成する必要がある場合があります。

1. 歌唱（合唱）の活動
2. 鍵盤ハーモニカやリコーダーなどの吹奏楽器による活動

これを受けて、当社発行の小学校音楽科教科書「小学生の音楽」をご使用いただいている学校において、当面どのような指導計画上の対応が考えられるかを、例示することといたしました。

令和2年度の年間指導計画作成に際しては、4月及び5月の音楽の授業時数など各学校の実態に合わせて、ここに示された方法以外の対応も含めてご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

《対応の示し方について》

小学校教科書では題材が順に設定され、その中には上記の活動以外の学習活動も多数組み込まれており、題材としてはそのまま取り扱うことによって、年間指導計画を大幅に変更することなく対応することができます。したがってここでは、歌唱や一部の器楽の活動に関する対応例を示しています。

付記) 4月からの休業措置に関する対応については、別途資料準備を進めているところです。